湯河原町上下水道経営審議会に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和 43 年湯河原町条例第５号）第５条第２項の規定に基づき設置された湯河原町上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、上下水道事業の経営に関する事項につき、湯河原町長（以下「町長」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

（委員）

第３条　審議会の委員（以下「委員」という。）は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　水道使用者及び下水道使用者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を１人置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

４　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第６条　審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係の有る者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密の保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第８条　審議会の事務は、上下水道課において処理する。

（委任）

第９条　この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。